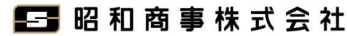


## 保険商品のご案内にあたって

—比較推奨販売方針—



この度は保険商品ご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

弊社は、下記「1. 弊社の取扱保険会社」のとおり、複数の損害保険会社・生命保険会社と代理店契約を締結し、多様な保険商品の取り扱いを可能としております。

ご提案にあたっては、下記「2. 特定の保険会社を推奨する理由」に基づいて選定した「3. 弊社が推奨する保険会社」の中からお客様のご意向をお伺いし、更に保険商品を絞り込むこととしており、絞り込んだ保険の商品概要をお客様にご説明したうえで、最終的なご提案商品を決定いたします。

なお、お客様の求めに基づき、弊社取扱商品の中での比較説明や、他の選定基準・理由による販売を行う場合は、法令等に則り適切にご説明・販売します。

必ずご確認のうえ、保険ご加入をご判断いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 弊社の取扱保険会社

損害保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 セコム損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 楽天損害保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社
生命保険会社	明治安田生命保険相互会社 アフラック生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 ソニー生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 マンライフ生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 メットライフ生命保険株式会社 アクサ生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一フロンティア生命保険株式会社 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 メディケア生命保険株式会社

#### 2. 特定の保険会社を推奨する理由

弊社の経営方針として、以下の理由等を総合的に勘案して保険会社を選定しています

- 弊社と保険会社の人的ないし資本的関係
- 過去の保険商品の取扱実績・事務手続きの習熟度
- 保険会社の規模・保険会社の取扱商品の商品優位性

#### 3. 弊社が推奨する保険会社

保険会社	保険種類	保険会社名
損害保険会社	損害保険	① あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
	生命保険 (がん医療保険等以外)  (③・④を除く)	② 明治安田生命保険相互会社 日本生命保険相互会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社  エヌエヌ生命保険株式会社 (*法人のお客様向け) 第一生命保険株式会社 (*法人のお客様向け)
	一時払い終身保険 (告知なし)	③ 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社
	学資保険	④ アフラック生命保険株式会社 (*個人のお客様向け)
	生命保険 (がん医療保険等)  (⑥を除く)	⑤ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社  エヌエヌ生命保険株式会社 (*法人のお客様向け)
	限定告知医療保険	⑥ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社 メットライフ生命保険株式会社

※上表のほか、以下の保険商品は、「弊社が推奨する保険種類」となります。

- ①弊社ホームページからインターネット経由で申込可能としている保険商品
- ②弊社取引保険会社のアウトバウンドを活用し保険募集を行う場合、当該アウトバウンド実施保険会社及びその関連会社の商品
- ③特定の団体を対象とするか、または特定の物品・サービスに付帯する保険制度商品

#### 4. お客様から保険会社・保険商品についてご希望がある場合

お客様から保険会社・保険商品についてご希望がある場合は、上記「1. 弊社の取扱保険会社」の範囲であれば、上記「3. 弊社が推奨する保険会社」以外の商品であってもご提案可能ですので、弊社保険募集人にその旨お申付けください。

なお、既にご加入の契約の更改・追加をご希望の場合には、原則として同一商品をご提案いたします。

#### 5. その他

弊社は、損害保険契約締結の代理(\*)と生命保険契約締結の媒介を行う、複数の保険会社の商品を取扱う(乗合)代理店です。\*セゾン自動車火災保険株式会社は保険契約締結の媒介になります。損害保険契約は告知受領権を有していますが、生命保険契約の告知受領権は有しておりません。

(2016年5月29日制定) (2023年6月1日改定)

以上